

高森町子どもの読書活動推進計画



令和3年3月

高森町子どもの読書活動推進計画策定委員会

高森町教育委員会

目 次

第1章計画の基本的な考え方	1
1 子どもの読書活動推進の意義	
2 計画の目的	
3 計画の基本方針	
4 計画の対象者と期間	
第2章高森町子ども読書活動の現状について	3
1 家庭における子どもの読書活動	
2 地域における子どもの読書活動	
3 学校図書室における子どもの読書活動	
4 保育園・幼稚園・認定こども園・学校における子どもの読書活動	
5 関係機関の連携・協働における子ども読書活動	
第3章高森町子どもの読書活動推進のための取り組み	8
1 家庭における子どもの読書活動推進のための取り組み	
2 地域における子どもの読書活動推進のための取り組み	
3 学校図書室における子どもの読書活動推進のための取り組み	
4 保育園・幼稚園・認定こども園・学校における子どもの読書活動推進のための取り組み	
5 関係機関の連携・協働における子ども読書活動推進のための取り組み	
第4章施策の推進について	14
1 高森町の推進体制の調整等	
2 成果指標と達成目標	
資料編	
高森町子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱	
高森町子どもの読書活動推進計画策定委員名簿	
子どもの読書活動に関するアンケート調査集計表	
子どもの読書活動の推進に関する法律	

第1章 計画の基本的な考え方

1 子どもの読書活動推進の意義

平成13 年12 月に「子どもの読書活動推進に関する法律（平成13 年法律第154 号）」が公布、施行され、子どもの読書活動が「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの」であることが記されています。

また、同法に基づき報告された「子どもの読書の推進に関する基本的な計画」のなかでは「読書は、子どもたちが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくための必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となる」と記されており、読書活動は知的活動の基礎であると同時に、人格の形成・能力の伸長・社会参画を促すものであるとされています。

熊本県の「肥後っ子いきいき読書プラン」では、「熊本県のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行なうことができるよう、積極的にその環境の整備を図る」と記されており、家庭・地域・学校等の関係機関が一体となり、社会全体で自主的な子どもの読書活動が推進されるよう積極的に環境整備を行っています。

高森町においても、上位計画等に記されている子どもの読書活動の重要性を認識し、子どもの読書活動の推進を図るべく様々な事業を展開しているところですが、高森町における子どもの読書活動に関する問題・課題を把握し、地域社会が一体となり、子どもの読書環境を計画的に整備・推進していくことが必要となっています。

2 計画の目的

高森町で育つすべての子どもが、発達段階に応じてあらゆる機会とあらゆる場所において、自ら本の楽しさに気づき自主的な読書活動を行うことができるよう、「高森町子どもの読書活動推進計画」を策定し、各関係者・各関係機関・団体と連携・協働して子どもの読書環境整備を進めていきます。

3 計画の基本方針

- (1) 家庭・地域における子どもの読書活動推進
- (2) 保育園・幼稚園・認定こども園・学校における子どもの読書活動推進
- (3) 関係機関の連携・協働における子どもの読書活動推進

4 計画の対象者と期間

計画の対象者は、0歳から18歳とします。計画期間については、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

第2章 高森町の子どもの読書活動の現状について

1 家庭における子どもの読書活動

(1) 家庭での子どもの読書について

子どもは家庭内において言葉を学び、さまざまな体験をすることによって成長していきます。家庭は子どもたちにとって基本的な生活習慣を身につける場であり、読書を習慣づけるうえにおいても重要な役割を果たす場所でもあります。しかし近年、核家族化、少子高齢化、情報機器の普及等子どもを取り巻く生活環境が大きく変わり、家庭での子どもの過ごし方が時代とともに変わってきています。

保育園・幼稚園に入園している子どもを持つ保護者を対象に実施したアンケートでは、「お子様は読書が好きですか」という質問に「好き」「どちらかという人喜欢」と97.9%の人が回答しており、ほとんどの子どもが読書好きという結果がでています。また、「あなた（保護者自身）は読書が好きですか」という質問に「好き」「どちらかという人喜欢」と85.0%の人が回答しています。

子どもよりも読書が好きな割合が若干少ない状況ではありますが、約8割の人が好きと回答しています。

一方、「1週間に何日くらいお子様に本を読んであげていますか」という質問には「週2日」と25.5%の人がもっとも多く回答しており、「週7日（毎日）」と回答した人は4.9%となっています。

(2) 乳幼児期の読み聞かせについて

乳幼児期の子どもが家庭で保護者とともに絵本を楽しむことは子どもの発達を促すことにつながります。また、このような乳幼児期の取り組みは、自ら本に親しむ子どもを育てるきっかけとなります。

乳幼児を持つ保護者に対するアンケートで、絵本の読み聞かせを実施している保護者は88.7%に上り、読み聞かせの重要性を保護者は認識していると思われます。

本町の取り組みとして、子どもに本との出会いをつくり、乳幼児期における読み聞かせの大切さを保護者に理解してもらうため「ブックスタート事業」を実施しており、乳児健診にあわせ、6ヶ月児と保護者を対象に、絵本の譲渡やおすすめ絵本リスト配布を行っています。

(3) 児童生徒期の読書について

実施したアンケート調査では「あなたは読書（マンガ・雑誌を除く）が好きですか」との質問で、「好き」「どちらかというと好き」と回答した人は、小学1～6年生では77.4%、中学生では58.6%、高校生では58.8%となっています。

また、「あなたは読書（マンガ、雑誌を除く）をしますか」との質問では、小学1～6年生では83.2%、中学生では64.3%、高校生では71.9%という結果になりました。

2 地域における子どもの読書活動

(1) 地域の子どもの読書について

子どもたちは、地域におけるさまざまな生活体験を通して成長します。しかし、子どもたちが安心して自由に活動できる場が減っているのが現状です。また、地域のなかでは昔に比べて住民相互の助け合いが少なくなっており、人間関係の希薄化が進んでいる状況にあります。

日常生活の中で子どもと関わる大人達が、保護者や教職員のみで固定化されることなく、地域に住む様々な世代との関わりを通して、子どもたちを育てていこうとする意識と行動が必要です。

3 学校図書室における子どもの読書活動

(1) 学校図書室の利用状況

本町の学校図書室は、司書資格を持つ職員を各種研修会などへの参加により職員の資質の向上に努めています。

学校図書室の児童図書蔵書冊数は、令和2年度末現在で 町立学校25,840冊、高森高校18,067冊、令和2年度の図書年間貸出冊数は11,236冊、年代別延貸出者数、7歳～12歳（小学生）が8,849冊、13歳～15歳（中学生）が827冊、16歳～18歳（高校生）が1,560冊 一般貸出冊数488冊となっております。このことから、中学生の図書離れが懸念されます。

(2) 子どもの学校図書室に対するアンケート結果

小学生、中学生、高校生を対象に実施した「子どもの読書活動に関するアンケート」によると「学校の図書室に行ったことがありますか」の質問には「ある」と回答した小学生が99.6%、中学生が98.1%、高校生が100%となっています。

「図書室に行ったことがある人について、その理由は何ですか」との質問で、「本を読むため・本を借りるため」との理由が多く、小学生69.1%、中学生72.4%、高校生74.6%を占めています。

また、「ない」と回答した人に「図書室に行かない理由」を確認したところ、「遊びたいから」「返すのが面倒だから」「行く必要がない」などの理由があげられました。

4 保育園・幼稚園・認定こども園・学校における

子どもの読書活動

(1) 保育園・幼稚園・認定こども園

絵本は子どもに楽しみを与え、想像力や豊かな心を育みます。親子の心のふれ合いの機会となる読み聞かせを推進していくことは、保育園・幼稚園・認定こども園の重要な役割でもあります。本町の保育園・幼稚園・認定こども園では、毎日の生活時間割の中に絵本の読み聞かせや語りなどを積極的に組み込んでいます。

「子どもの読書活動に関するアンケート」によると、保護者から保育園・幼稚園への要望として、「保育園・幼稚園ではどれくらい子どもが本にふれているかわからないので、今日先生が読んでくれた本の名前、話の内容など教えてくれると嬉しい。」との保護者の声もあり、今後、家庭と連携を深めることで、さらに絵本の大切さ、楽しさを伝えることができ、子どもの読書の習慣化につながるものと考えられます。

(2) 小・中学校、高等学校

小学校、中学校における読書活動は、学校図書室の資料充実など環境整備によって児童生徒の自主的・主体的学習活動を促す効果と、読書の継続的な実施によって本を読む習慣化を図る効果など、すべての子どもに豊かな人間性を育む上で、きわめて重要な役割を持つものです。また、デジタル教科書の導入や、

ICTを活用した授業を進めていく上で、タブレット図書館を利用することは機器へ対応力を高めるためにもなり、非常に有意義です。

「子どもの読書活動に関するアンケート」によると、読書を「好き」「どちらか」というと好きと答えた人に、好きになったきっかけはなんですかと質問したところ、小学生、中学生ともに「本屋さんや図書館に連れて行ってもらったから」や「学校で読書をするようになったから」との回答も多い結果となっていることから、家庭や学校での読書の習慣づけが本を好きになる契機となっていることがうかがえます。

また、「あなたは学校の図書室に行ったことがありますか」との質問には「ある」と回答した人が小学生100%、中学生98.1%と、ほとんどの児童生徒が利用していることがわかります。

つぎに、「学校図書室へ行ったことがない」と回答した人について、その理由を聞いてみると、「本がきれいだから」「読みたい本がない」との理由が小学生、中学生ともにあげられています。

高等学校における読書活動ですが、高等学校図書室は「本を読む場所」というだけでなく、生徒の主体的な学習活動を支援する場所であることが求められています。

今後は多様化する社会の中、生徒が知識や教養を高められるように、学校図書室の機能を向上させていくことが重要です。そのためには、近隣市町村の公民館図書室などとの連携を視野に入れた学習支援活動ができる環境の整備を進める必要があります。また、タブレット図書館を利用できる環境整備も有効です。

また、「あなたは学校の図書室に行ったことがありますか」との質問に「ある」と回答した人が100%となっており、ほとんどの生徒が利用していることがわかります。また、「学校の図書室に行った事が「ある」と回答した人に、図書室へ行く理由を聞いたところ、「本を借りるため」との回答が一番多く56.7%となっています。生徒全員が利用していることから、読書環境に優れたことが伺えます。今後も蔵書の増加や電子書籍の閲覧など、時代に即した環境整備が必要となってきます。

5 関係機関の連携・協働における子ども読書活動

関係機関の連携・協力による読書活動

これまでも子どもたちの読書活動を推進するため、多くの関係機関の方々に読書活動の振興と普及に携わっていただきました。現在も、各学校・保育園・幼稚園・認定こども園・ボランティア・図書室等がそれぞれの特性を生かした読書活動を推進しています。また、熊本日日新聞社との包括連携協定に基づくタブレットを活用した読書機能も充実しており、企業との連携においても推進していきます。

第3章 高森町子どもの読書活動推進のための取り組み

1 家庭における子どもの読書活動推進のための取り組み

家庭において、親子で読書を楽しみ、本と関わる時間を共有することは、子どもが読書の習慣を身につけるうえで大切なことであり、保護者の読書に対する理解が必要です。

子どもの発達段階に応じた読書推進事業を実施するとともに、保護者に対する普及・啓発を進めていきます。また、図書室の児童図書等の充実を図り、家庭で読書に親しむことができる環境整備を進めていきます。

(1) 読書の啓発

保育園・幼稚園・認定こども園・学校などでの保護者への読書の重要性についての啓発をおこない、発達段階に応じて、読書の重要性を保護者等へ伝えていきます。

(2) ブックスタート事業

高森町で生まれるすべての赤ちゃんと保護者を対象に、健診の際におすすめ絵本リストの配布や絵本に関連した事業の紹介とともに絵本をプレゼントします。

2 地域における子どもの読書活動推進のための取り組み

子どもが日々生活している地域に読書活動が広がっていくには、それぞれの地域の状況に応じた活動が重要になってきます。

読書活動の普及啓発、読書ボランティアの活動場所や活動機会の提供、児童図書の充実、子どもの保護者等を含めた町民向け講座の実施等を図り、地域が子どもの読書活動を進めるための環境づくりを推進していきます。

(1) 図書に関する業務の協力体制の整備

保護者や地域の方に、読書の重要性について認識していただくため、学校図書等に関する業務についての受け入れなど体制を整備します。（ボランティア・PTA・団体）

(2) 地域住民への情報提供

地域住民へ子どもの読書活動推進に関する活動の情報を提供し、活動への理解を深めるとともに、地域住民による協力体制の構築を目指します。

(3) P T Aとの連携

P T A活動において、子どもの読書活動推進の取り組みに関する情報交換を行い、子どもたちが身近に本に親しむことができるよう環境づくりを進めます。

(4) 子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動（相談事業・子育てサークル等）、児童図書の実施、地域・ボランティアグループ、読み聞かせの実施等を行い、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とした、子育て支援センターが設置されており、積極的に活用します。

3 学校図書室における子どもの読書活動推進のための取り組み

利用者のニーズにあった幅広い分野の図書の整備を通して、自ら読書の素晴らしさに気づき、継続して読書に親しむ子どもの育成を支援します。

また、読書のきっかけとなる事業を積極的に実施し、子どもたちの読書活動を推進するボランティアの育成にも力を入れていきます。

(1) 子どもの読書活動を推進する図書資料の充実と情報提供

様々なジャンルの児童書の充実など子どもが読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成の助けとなるよう、子どもの成長に役立つ各分野の児童図書などを提供します。また、本の紹介・読書に関する相談や情報提供を広報や各教育施設等を通じて行います。

(2) 熊本県立図書館との連携

熊本県立図書館との連携により、図書資料の充実を図ります。

(3) 様々な事業での読み聞かせの実施

様々な事業などでの読み聞かせを通じて、子どもにおはなしの楽しさを伝え、読書の習慣化を進めます。

(4) 子どもを対象としたイベントの実施

図書室フェスティバルなどを実施することにより図書室への関心を高めるとともに、図書室を訪れる機会をつくるように努めます。

（５）子どもの読書活動に関するボランティア活動の支援

子どもの読書を推進するボランティア、団体に対し、会合や勉強会会場の提供や企画事業の支援を行います。

4 保育園・幼稚園・認定こども園・学校における子どもの読書活動推進の

ための取り組み

保育園・幼稚園・認定こども園や学校図書室において、子どもの発達段階に応じた読書活動を推進し、読書習慣の形成・定着を目指します。

また、保育園・幼稚園・認定こども園・小中学校、高等学校、ボランティア、PTA、家庭などの関係機関や団体と連携し、読書環境の整備や図書資料の充実を図ります。

(1) 保育園・幼稚園・認定こども園

①日常保育内での読み聞かせの継続実施

就学前の子どもの発達段階に応じ、保育園・幼稚園・認定こども園の生活の中であらゆる機会を捉え、読み聞かせを継続的に実施します。

②保育園・幼稚園・認定こども園の図書の貸出

読書に親しめる環境づくりに向け、図書の一般貸出を行なっています。

③家庭との連携による読み聞かせの推進

職員による読み聞かせを進め、子どもの読書の記録を通して保護者と職員の双方向でのコミュニケーションを行い、保護者に対して、読み聞かせの楽しさや大切さを具体的に伝え理解を図ります。

④図書の充実

読書に親しめる環境づくりに努め、図書の充実を図り地域や読み聞かせボランティア等と連携を取り、より多くの人が気軽に借りれるシステムを構築します。

(2) 小・中学校、高等学校

①一斉読書等の実施

読書の習慣化の第一歩は、図書に触れる機会を多くもつことです。学校における取り組みとして、一斉読書等を継続的に実施し、学校の特色を活かした取り組み方法で実施できるよう努めます。

②学校における教員等の協力体制の確立

学校図書室の機能を十分に発揮するためには、校内体制の確立が必要です。教員の図書に関する指導力向上のための研修参加や、学校図書室の効果的な活用の推進に取り組めます。

③学校図書室の蔵書・施設・整備の充実

子どもたちが学校図書館を積極的に利用し、いつでも気軽に図書に触れられるよう親しみやすい環境をつくる必要があります。そのため、蔵書の充実や、図書室内のレイアウト、探しやすい図書の配架、閲覧場所の整備充実に努めます。

また、各学校図書等の一般貸し出しや図書の紹介（広報・高森町HP等を通じて）を実施します。

④イベントの実施

読み聞かせやブックフェスティバル、図書展などを実施することにより読書への関心を高めるとともに、図書に触れあう機会をつくるよう努めます。

⑤本の紹介、情報提供

本の紹介等の掲示物、配布物を作成し、図書に関する情報の提供を図っていきます。

⑥子どもの読書に関するニーズの把握

アンケートを通して子どものニーズを把握するよう努めます。

⑦図書室の図書資源の共有化を展望した取り組み

各学校等が将来的に図書資源を共有化できるようネットワークの構築ができるよう研究を進めます。

⑧学校図書室ボランティアの協力体制の整備

学校図書室の充実のため、ボランティア等の様々な協力が得られるよう努めます。

⑨タブレット図書館の整備

Society5.0社会で活躍できる児童生徒を育てるために、タブレット図書館を活用した読書や授業に取り組みます。

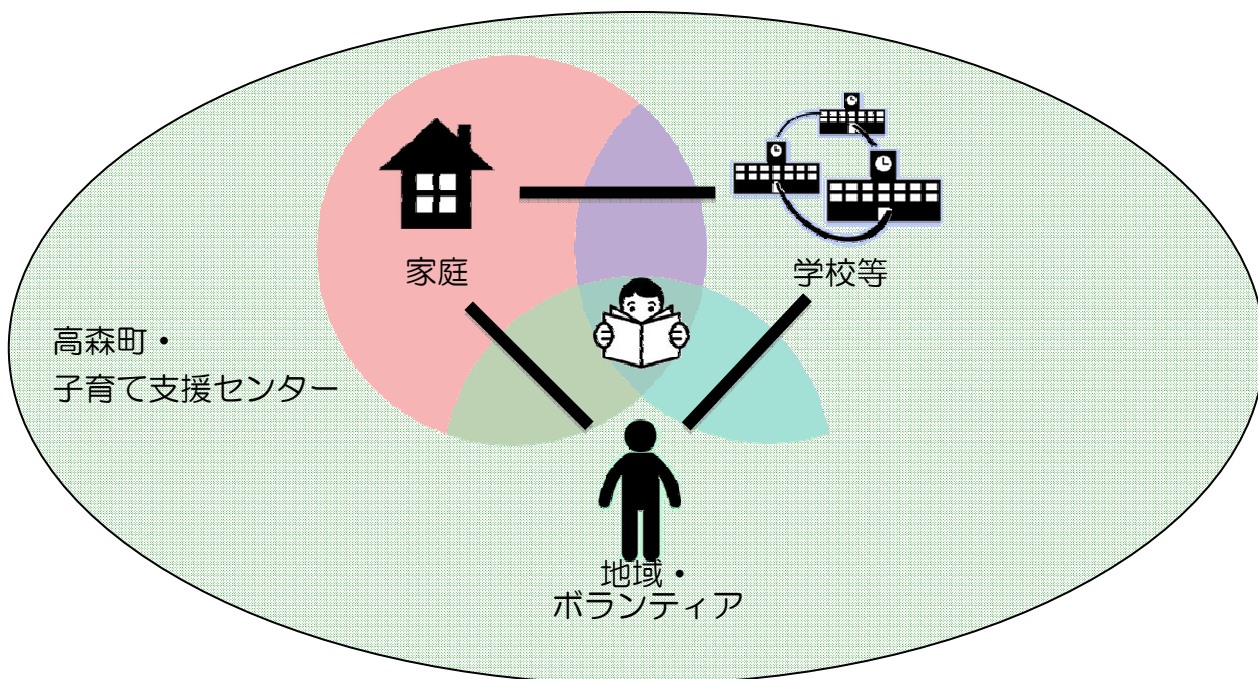


5 関係機関の連携・協働における子ども読書活動推進のための取り組み

現在、各学校・保育園・幼稚園・認定こども園・ボランティア等がそれぞれの特性を生かした読書活動を推進しておりますが、更なる関係機関の有機的な連携と協力が不可欠であり、情報交換・交流をより深め、地域ぐるみで読書環境の整備と充実を図っていきます。

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動（相談事業・子育てサークル等）、児童図書の実施等を行い、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とし、誰もが気軽に立ち寄れる子育て支援センターの活用及び、子ども文庫絵本館「木いちご」の積極的利用をもって、子ども達が身近に読書を楽しむ場を提供します。また、TPCを活用した啓発活動を行います。

高森町子ども読書活動計画が果たす役割のイメージ図



第4章 施策の推進について

1 高森町の推進体制の調整等

子どもの読書活動の推進・環境整備・普及啓発の推進については、教育分野に限らず、計画に関わる関係機関・団体と事前の調整や協力体制をとりながら効果的な施策を推進します。（高森町地域学校協働本部の活用）

計画の推進にあたっては、「協働」という視点から家庭・地域・学校・団体などと行政が連携しより効果的に施策を進めていくよう努めます。

あわせて、町は本計画に掲げた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めます。

2 成果指標と達成目標

「高森町子ども読書活動推進計画」の実現に向けた施策を展開するにあたり、進捗状況や効果を把握するために、達成目標を以下の通り設定します。

①「あなたは読書が好きですか」と答えた子どもの割合

	保育園・幼稚園・ 認定こども園	小学校	中学校	高校
基準値（令和2年度）	97.9%	77.4%	58.6%	58.8%
目標値（令和6年度）	100%	90%	90%	90%

②読書をする子どもの割合

	保育園・幼稚園・ 認定こども園	小学校	中学校	高校
基準値（令和2年度）	-----	83.2%	64.3%	71.9%
目標値（令和6年度）	-----	95%	80%	85%

資料編

高森町子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱

（趣旨）

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づく高森町子どもの読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、高森町子どもの読書活動推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）について必要な事項を定める。

（所掌事項）

第2条 策定委員会は、子どもの読書活動を推進するための次に掲げる事項について審議し、その結果を高森町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

- （1）家庭・地域・学校等における読書活動の推進に関する施策に関すること。
- （2）施設、設備その他の諸条件の整備・充実に関する施策に関すること。
- （3）啓発広報等に関する施策に関すること。
- （4）その他推進計画の策定に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 策定委員会の委員を次に掲げる者のうちから教育長の承認を得て委嘱する。

- （1）町内小学校・中学校・高等学校の代表
- （2）町内保育園・幼稚園・認定こども園の代表
- （3）一般町民
- （4）高森町教育委員会職員

2 委員の任期は、推進計画の策定が終了したときまでとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- （1）委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- （2）委員長は会議を主宰する。
- （3）副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 策定委員会は、委員長が招集する。

2 策定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、委員長がこれに当たる。

4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（報酬）

第6条 委員の報酬については、これを支給しないものとする。

（庶務）

第7条 策定委員会の庶務は、教育委員会社会教育係が担当する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

高森町子どもの読書活動推進計画策定委員会委員名簿

氏 名	役 職	所 属
後 藤 良 子	委 員 長	子ども文庫絵本館 「木いちご」代表
山 中 圭 介	委 員	県立高森高等学校長
藤 岡 寛 成	委 員	高森中学校校長
松 本 修 明	委 員	高森中央小学校校長
榎 田 雄 二	委 員	高森東学園義務教育学校長
後 藤 益 子	委 員	高森保育園園長
檜木野 晃 滋	委 員	認定こども園高森幼稚園園長
佐 藤 さおり	委 員	色見保育園園長
堀 田 美 幸	委 員	高森東保育園園長
長 崎 てつよ	委 員	読み聞かせボランティアグループ
沼 田 洋 子	委 員	読み聞かせボランティアグループ
住 吉 美智子	委 員	読み聞かせボランティアグループ
馬 原 恵 介	委 員	高森町教育委員会事務局長
植 田 雄 亮	委 員	高森町教育委員会社会教育係長

子どもの読書活動の推進に関する法律
(平成13年12月12日施行)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことがきよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。